

第 2 0 回

総 会 議 事 録

日 時	令和 7 年 1 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
欠	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
欠	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
欠	18	佐藤 清	
欠	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第20回総会（定例）

日 時：令和7年1月14日（火）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第20回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第79号 事業計画変更承認申請について

議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第5条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第5条届出受理通知書の返戻について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可申請について

(7) 運営委員会委員について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和7年2月13日（木）

(2) 次回の委員調査について 令和7年2月10日（月）

7 そ の 他

8 閉 会

第20回総会議事録

(令和7年1月14日(火) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 20名

欠席委員 4名

開 会 午後1時30分

事 務 局	(定足数報告) 本日は、7番井上敏嗣委員、9番森田誠一委員、18番佐藤清委員、19番熊谷智博委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名中、出席委員数20名、欠席委員数4名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第1ブロック：平吹拓也推進委員、第2ブロック：佐藤吉之推進委員、第3ブロック：結城克実推進委員、第4ブロック：遠藤和彦推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、12番推名俊明委員、13番安孫子忠善委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。議事に入ります。 議第78号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	80号については申請者より取下げの申出がありましたので、削除をお願いします。 案件は、78号、79号及び81号から90号までの12件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載のとおりです。 78号は、楯山地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しています。 79号は、榎沢地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しています。 81号、82号は関連案件のため一括して説明します。81号、82号は、南山形地区、農地の交換による所有権移転で、どちらも蔬菜栽培の予定です。 83号は、大曾根地区、隣接地の買受けによる所有権移転で、アス

	ドウなど多品目で、譲渡人から農機具一式を譲り受けて行います。譲渡人は県外在住ですが、今年1年間は譲渡人から営農の指導を仰ぐということであり、また農協に勤めていた■■■■からも営農の指導を受ける予定です。通作距離は自宅から3.5km、車で約10分です。周辺の農地に及ぼす影響はないと判断しました。売買価格は総額■■■■円で1㎡当たり■■■■円です。調査結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長 丹野（菊） 委 員	次に89号について、3番丹野菊男委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は議案書記載の通りです。譲受人は譲渡人から申請地の近くにある中古住宅を購入し居住しています。今の居住敷地内でも自家用野菜を作っていますが、申請地を取得して、本格的に営農していきたいということでした。申請地は保全管理されている状態です。農家である■■■■の指導を受けながら、自家用野菜を栽培する予定です。譲受人は以前■■■■町に居住しており、自宅敷地内で2年ほど自家用野菜を栽培していた経験があります。農機具は噴霧器、軽トラック、耕運機を各1台所有しています。申請地は自宅から約150mのところであり、2ヶ所に分かれています。近い場所です。従事日数は、譲受人は■■■■ですが、■■■■と共に年間180日間従事する予定です。農薬の使用方法は地域の防除基準に従うため、周辺の農地利用に影響がないものと見込まれます。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長 丹野（菊） 委 員	続いて90号について、3番丹野菊男委員から報告をお願いします。 申請人及び内容については議案書記載の通りです。譲受人は以前より自宅の敷地内の庭で白菜などを植えて栽培していましたが、規模を大きくしたいと考え、自宅の隣の農地の所有者と交渉し、今回の申請に至りました。対象地は農地としてすぐ使える状態です。営農計画は蔬菜であり、申請地の隣接農地を管理している友人からトラクターで耕うんしてもらい、また栽培指導を受けるとのことです。売買価格は総額■■■■円です。耕運機1台を今から購入する予定があります。従事日数は本人が年間200日ほど、■■■■は100日ほど従事する予定です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長 川 村 委 員 丹野（菊） 委 員	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 90号について、340㎡で■■■■円という売買価格は、高いと思いますが、何か特別な理由があるのですか。 特に確認していないのですが、譲受人の自宅のすぐ近くであり、譲受人が購入するのは妥当だと判断しました。

議 長	地元の農業委員である安達委員は何か分かりますか。
安 達 委 員	県道沿いの場所に位置する農地であるためだと思います。
推 名 委 員	79 号について、申請地の隣にある細い道路は私道ですか。
事 務 局	官地です。
議 長	他にありませんか。無いようですので、出席推進委員の方からも意見を頂きます。平吹推進委員お願いします。
平 吹 推 進 委 員	78 号ですが、譲受人は忙しい方とお聞きしていますが営農に支障はないのでしょうか。
阿 部 委 員	自営業ですが従業員を雇っており、時間的には余裕がある人ではないかと思っています。
議 長	佐藤吉之推進委員お願いします。
佐 藤（吉） 推 進 委 員	新規就農者のその後の経過などは確認しているのですか。
事 務 局	議案書には新規就農と記載されていますが、今回のように空き家と隣接した農地の購入や自家用野菜の作付けを希望して求める方の申請も多くあります。今後も農地パトロールなどにおいて地元の農業委員や推進委員から営農の状況について確認いただければと思います。
議 長	結城推進委員お願いします。
結 城 推 進 委 員	新規就農により耕作してもらえれば、農地が荒れずに済むので、良いことだと思います。
議 長	遠藤推進委員お願いします。
遠 藤 推 進 委 員	新規就農者について興味があるのですが、それが隠れ蓑にならないように進めていく必要があると感じました。
議 長	先程事務局より話がありましたが、農業委員だけでなく推進委員から見回りなどについてはよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。 それではお諮りします。議第 78 号について許可することに異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認められますので、議第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 79 号 事業計画変更承認申請についてと議第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については関連がありますので併せて上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	一部関連する案件がありますので、一括で説明します。 初めに議第 79 号についてですが、内容は 5 号の 1 件で、農地の所在、申請人、変更理由等は議案書記載の通りです。5 号は楯山地区で、販売する中古車の駐車場とするために譲受人は昨年 10 月に転用許可を受け、造成工事等を進めていましたが、駐車場の増設が必要となり、事業区域の拡大を計画したことから、事業計画変更承認の申請がありました。また、区域の拡大に伴い、新たに許可が必要となる農地については議第 80 号の申請番号 56 号であわせて 5 条許可の申請がなされています。 続いて、議第 80 号になりますが、57 号について面積の更正があり、85 m²から 78 m²に変更となりましたので議案書の訂正をお願いします。 議第 80 号は、52 号から 58 号まで 7 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載のとおりです。 52 号は、南山形地区、所有権の移転でアパート用の駐車場を整備するものです。第 3 種農地相当と判断しています。 53 号は、楯山地区、使用貸借による権利の設定により、一般住宅を建築するものです。第 2 種農地相当と判断しています。 54 号は、千歳地区、賃借権の設定により、隣接地の携帯電話基地局建設工事に伴う工事期間中の仮設事務所、重機置場等に利用するための一時転用です。農振農用地区域内の農地です。 55 号は、楯山地区、所有権の移転で特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。委員調査を実施しています。 56 号は、楯山地区、所有権の移転で販売用中古車の駐車場です。先程説明した議第 79 号と関連する案件です。区域の拡大に伴い新たに許可が必要となる農地について 5 条許可の申請がなされ、同時に許可しようとするものです。委員調査を実施しています。 57 号は、出羽地区、所有権の移転で一般住宅の建築です。第 3 種農地相当と判断しています。 58 号は、南山形地区、所有権の移転で一般住宅の建築です。第 1 種農地相当と判断しています。以上の 7 件について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。

阿部委員

議 長

丹野（菊）
委員

- 6 -

		費は 〇 円です。資金は 〇 で資金を確認しました。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議	長	無いようですのでお諮りします。初めに、議第 79 号について承認することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	続いて、議第 80 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第 79 号 事業計画変更承認申請について及び議第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてはそれぞれ承認、許可相当することに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局		報告事項 (1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、189 号から 228 号まで、40 件を受理しています。 報告事項 (2)、農地法第 5 条の規定による届出書の受理については、47 号から 56 号まで、10 件を受理しています。 報告事項 (3)、農地法第 5 条届出受理通知書の返戻については、2 号、1 件を受理しています。 報告事項 (4)、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理については、178 号から 237 号まで、60 件を受理しています。 報告事項 (5)、農地改良完了報告書の受理については、13 号、1 件を受理しています。 報告事項 (6) 農地法第 5 条の規定による許可については、49 号から 50 号までの 3 件について許可を決定し、許可書を交付しています。 別途配付しました紙資料になりますが、報告事項 (7) 運営委員会委員についてです。総会に付議すべき議案及び重要な事項について、あらかじめ調査協議を行う運営委員会委員の任期は、山形市農業委員会規程第 6 条の規定により 1 年 6 ヶ月と規定されており、現在の運営委員の任期は令和 7 年 1 月 19 日までとなります。ついては、1 月 20 日以降における運営委員について、お配りしている資料のとおりとなりますのでご報告します。報告事項は以上です。
議	長	次に 6 連絡事項について、事務局より願います。

事 務 局	(1) 次回の総会（定例）について：令和7年2月13日（木） (2) 次回の委員調査について：令和7年2月10日（月） 調査委員は、6番富田理恵子委員、7番井上敏嗣委員となります。
議 長	次に7その他について、皆さんから何かございますか。 何もなければ、これで第20回総会を終了します。 （閉会午後2時27分）

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

